

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 7 年度鹿沼市施政方針 \*\*  
\* 令和 7 年第 1 回鹿沼市議会定例会議案説明書 \*\*  
\*\*\*\*\*



# 令和7年度鹿沼市施政方針

## 1 はじめに

令和7年が幕を開け、私は、鹿沼市長として初めての新年を迎えました。就任以来、約8か月間、大好きな鹿沼市のために、市民の皆さまのお力をいただきながら、市政の様々な課題に無我夢中で取り組んでまいりました。

昇ってくる朝日に、鹿沼市の発展のために全力を尽くすことを改めて誓ったところでもあります。

しかし、世界では、ロシアのウクライナ侵攻やガザ地区の紛争など、いまだ武力衝突が絶えず、不安定な情勢が続いております。そのような中、今年、日本は昭和100年、そして、戦後80年を迎えます。本市は、平成7年に「平和都市」を宣言しましたが、この節目となる年に、改めて、戦争の悲惨さと平和の尊さを再認識し、「二度と戦争を起こしてはならない」という思いを市民の皆さまと共有することが何よりも大切であると考えております。

さて、わが国はコロナ禍を乗り越え、5パーセントを超える高水準の賃上げや過去最大規模に及ぶ企業の設備投資等、前向きな動きが見られるものの、エネルギーや原材料などの価格高騰や円安による物価高騰がそれらを上回り、突発的に起きる豪雨や大規模な地震などの自然災害、さらに、出生数や出生率が最低最小を更新するなど、将来への不安はますます大きくなっております。

## 2 令和7年度の施策展開

このような時代にあっても、私は常に前向きに課題解決に取り組みながら、鹿沼市の魅力あふれる自然や産業、芸術、文化、そして、それらを支える人々を鹿沼産・鹿沼発の大切な財産として活かし、シビックプライドの醸成を図りながら、『Made in 鹿沼』を新たなキーワードとして市内外に発信し、「鹿沼が大好き」というファンを拡大したいと考えております。

また、人口減少や少子高齢化という全国共通の課題解決に向け、子育てや教育環境の充実を図るとともに、度重なる物価高騰に苦しむ市民生活の支援、地域経済の活性化、社会基盤の整備等に取り組んでまいります。

令和7年度に推進する主な施策を分野ごとに申し上げます。

子育て・教育の分野では、国は、こども未来戦略「加速化プラン」を策定し、児童手当の拡充や出産育児一時金の引上げを実施しておりますが、本市においても、総合的な子育て支援に重点的に取り組んでまいります。

まず、「いちごっこ出産・子育てかぬまプラス事業」として、妊娠・出産時の

応援給付金10万円を20万円に倍増するとともに、「こども誰でも通園制度」を開始します。

学校教育では、教育の機会均等と質の向上、教育環境の充実を目指して策定した「小中学校再編計画」を着実に進めます。その具体的な準備を始めるため、非常勤講師を増員し、学習支援の強化と教職員の心理的負担の軽減を図ります。

また、学校施設の長寿命化や学校体育館のエアコン設置を計画的に推進するとともに、中学校部活動の地域移行について、引き続き検討を進めます。

さらに、学校給食の物価高騰分の値上げは行わず、引き続き市が負担いたします。

文化の振興では、市内の歴史・文化・芸術分野での地域資源の掘り起こしと再評価により、地域への誇りと愛着を醸成するため「芸術文化振興のための構想」の策定を進めてまいります。

スポーツにおいては、施設の長寿命化を図るため、自然の森総合公園サッカー場・フットサルコートの改修に着手します。

健康・福祉の分野では、「2025年問題」がクローズアップされ、団塊の世代全てが75歳以上となる今年、医療や介護の需要がますます高まってまいります。全ての市民が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと暮らせるよう、認知症やフレイルの予防と対策を一体的に進め、健康寿命の延伸に繋げてまいります。

また、全身の病気リスクに影響すると言われている歯周病の早期発見・早期予防を図るため、検診の対象を若い世代にも拡大します。

ひきこもりによる社会的孤立や経済的貧困などが課題となる中、本人とその家族の支援とともに、市民の皆さんの理解を深めるため、県内市町では初となる「ひきこもり地域支援センター」を4月に開設し、昨年設置した「福祉まるごと相談室」の機能充実と合せて、市民の皆さんの様々な不安の解消のため、包括的な対応に努めます。

産業振興策では、市内消費を喚起し、店舗等の集客・売上げの拡大と物価高騰に影響を受ける市民生活の支援を目的として、プレミアム付き商品券の発行やキャッシュレス決済ポイント還元事業を行います。

また、産業界や金融界の皆さんと新たなまちづくりへのアイデアを交換する場として、鹿沼市産業経済未来創造懇談会「かぬまエコノミーティング」を開催します。

雇用対策では、市内中小企業の人材確保を図り、若年層の地元企業への就職や定住を促進するため、「新卒者就職祝金」及び「奨学金返還支援事業」を新たに

開始します。

また、「鹿沼インター産業団地」に次ぐ新たな候補地として、鹿沼インター産業団地の西地区を選定し、整備に向けた調査等を進めます。

農業では、いちごやにら、トマト、そばなど、多様で質の高い農産物の生産振興を図るとともに、千渡地区等の基盤整備事業や上石川地区農地耕作条件改善事業による平久保川の改修を進めます。

さらに、老朽化した堆肥化センターの改修に着手します。

林業では、引き続き、森林環境譲与税を活用して、森林経営管理事業による森林の整備や鹿沼産材の利用を推進します。また、中山間地域の農林業に大きな被害をもたらしている野生鳥獣対策を進めます。

観光施策では、出会いの森総合公園や前日光つつじの湯などの既存の施設に、昨年4月にオープンした「スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパ」が加わり、さらに県が整備中の南摩ダム関連施設も見据え、「キャンプ+（プラス）」を新たな戦略として、特に西北部のための施策を展開したいと考えております。また、「まちの駅“新・鹿沼宿”」等とも連携し、二次交通としてのレンタサイクルの充実を図ります。

さらに、「秋まつり」や「さつき祭り」、「シウマイ博覧会」等、数多くのイベントの開催を支援し、市民の皆さんとともに本市を積極的にアピールしてまいります。

環境の分野では、グローバルな課題でもある気候変動や脱炭素への対応に当たっては、市民の皆さんの自主的な取組や官民一体となった事業展開が必要であります。

引き続き、公共施設の照明のLED化や電気自動車の充電器設置を進めるとともに、家庭における省エネルギー設備や生ごみ処理機の導入に対する補助を拡充します。また、脱炭素社会の実現に向けた活動方針の策定に着手します。

さらに、環境クリーンセンターの各施設及び最終処分場の耐用年数を見据え、次期クリーンセンター整備について検討を進めます。

都市基盤整備と危機管理の分野では、安全安心を第一に、道路や公園の整備を進めるとともに、様々な危機に対応できる防災力の強化を図ります。

4月には、念願であった鹿沼駅東通りが開通しますが、続けて、駅東口整備に向けた調査に着手いたします。また、新田橋等の道路整備とともに、通学路や道路交通の安全確保や維持管理費用の平準化のため、道路・橋りょうの長寿命化に努めます。

また、下水道事務所西側のリプレイス用地を活用した広場整備のための測量・設計作業を進めます。さらに、お墓に対する意識の変化に対応するため、見笹霊園に合葬墓の整備を進めます。

自然災害の激甚化や頻発化、さらに高齢化に伴う救急需要の増加を踏まえ、消防署及び北分署の救急車、東分署の化学車を更新します。さらに、消防団女性部を消防団第15分団と位置づけ、消防団組織の活性化や地域のニーズへ柔軟に対応できる体制の確立と強化に努めてまいります。

市民活動の支援については、多様性を認め、互いに支え合い、誰もが活躍できる社会を目指し、引き続き、協働・共創のまちづくりを推進します。

これまで進めてきた「地域のチカラ協働事業」、ふるさと納税型クラウドファンディングなどを活用した市民活動支援、高校生の人材育成事業としての「鹿沼かえる組」の支援等を継続します。

また、鹿沼に住む外国人の皆さんにも優しいまちづくりを進めるため「次期多文化共生プラン」策定に着手するとともに、学校における外国人児童生徒の支援体制を拡充します。

行政経営の分野では、市民の利便性向上と業務の効率化を図るため、住民手続のオンライン化等、DXを推進するとともに、ICTの利用格差をなくすためデジタルデバイド対策を実施します。

また、市ホームページなど、情報発信ツールをリニューアルし、市内外に本市の情報を迅速かつ分かりやすく発信します。

さらに、引き続き、民間活力の導入による公共施設の有効活用や業務手法の見直し等による経費の縮減と財源の確保に努めるとともに、多様な働き方が可能となるよう制度の見直しを進め、人材確保と適正な人員配置に努めます。

これらの施策を推進するための令和7年度予算は、人件費の上昇や物価高騰等の影響が著しい中、一般財源の不足額を確保するため、各種基金からの繰入れを余儀なくされるなど、大変厳しい編成となりましたが、解決すべき課題に対する積極的な取組を進めるための予算といたしました。

一般会計では、対前年度比6.1パーセント増の433億6,000万円と、過去最大の予算規模であります。また、水道事業会計・下水道事業会計を除く特別会計総額は、対前年度比0.4パーセント増の196億3,636万4,000円となりました。

現実の課題に対応しながら、今後のまちづくりの指針づくりにも取り組むため

の予算としたことから、名づけるならば、“新たなステージを開拓する予算”であります。

### 3 結びに

令和8年1月1日、鹿沼市と栗野町が合併して20年を迎えます。

そこで、令和7年度を「鹿沼・栗野合併20周年記念」の年と位置付け、様々な記念事業を実施するとともに、この20年の歩みを振り返って課題等を検証したいと考えております。

本市では、現在「第8次総合計画」を指針としてまちづくりを進めておりますが、少子高齢化と人口減少の加速化、生産人口の減少、特にコロナ禍を経て急速に進展した「デジタル化」など、本市が社会情勢の変化に対応していくため、現行計画の終了年度を1年早め、多くの市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、令和7年度中に「次期総合計画」を策定し、令和8年度からの新たなまちづくりの指針とすることといたしました。併せて、その計画を推進するため、組織機構や定員適正化計画の見直しも行います。

令和7年度、未来の鹿沼市のための作業を進めながら、「市民が主役の協働・共創によるまちづくり」に誠心誠意、全力で取り組んでまいります。



令和 7 年第 1 回 鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 6 年 9 月 3 日村井町地内の市道上において、職員が運転する軽貨物自動車が、市内在住者が運転する軽貨物自動車に接触し、負傷させたことに対し、損害賠償の額を 31,833 円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件 100 万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件 100 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 2 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 6 年 10 月 15 日みどりが丘小学校において、児童が投げた石が、市内在住者所有の普通乗用自動車の窓ガラスに当たり、破損させたことに対し、損害賠償の額を 171,240 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 1 号と同じ。

◎ 報告第 3号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年8月11日板荷リバーサイドランドにおいて、市外在住者所有の軽乗  
用自動車が増車中、樹木の枝が落下し、破損させたことに対し、損害賠償の額を  
109,769円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 4号 令和7事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業計画及  
び予算の報告について

◎ 報告第 5号 令和7事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事  
業計画及び予算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の  
令和7事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところに  
より提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、  
毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、  
これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

◎ 議案第 1 号 専決処分事項の承認について

(令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号))

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、低所得世帯等給付金給付事業費の増額を計上したもので、この補正額を 308,087,000 円の増とし、予算総額を 44,394,859,000 円とするものである。

なお、繰越明許費の補正については、第 2 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第 2 項 省略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 4 項 省略

◎ 議案第 2 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計予算について

令和 7 年度の一般会計予算は、過去最大規模となる 4 3 3 億 6, 0 0 0 万円、対前年度比 6. 1 パーセント増で、合併 2 0 周年など節目を迎えるにあたり、これまで築いてきた土台を基に、時代の変革に合わせ、子育て支援策の拡充や教育環境の充実などに注力しながら、“新たなステージを開拓する予算”としたところである。

歳入については、自主財源の根幹をなす市税において、令和 6 年度の定額減税の終了による市民税の増、償却資産の増に伴う固定資産税の増等を見込むとともに、依存財源の地方交付税や地方消費税交付金、地方譲与税など、国の動向や前年度決算見込みを考慮して計上したものである。

また、基金繰入金については、公共施設整備基金等 7 つの基金の効果的な活用を図ったほか、人件費及び物価の高騰等に伴う一般財源の不足額を確保するため、財政調整基金からの繰入金を計上した。

なお、市債については、後年度の財政運営への影響を考慮し、対象事業の厳選に努めながら、防災対策推進事業等 1 5 事業に係る建設事業債を計上した。

歳出については、次期総合計画の策定や、「いちごっこ出産・子育て応援給付かぬまプラス事業」等の新たな子育て支援策、小中学校体育館へのエアコン設置など学校教育環境の充実、鹿沼市と栗野町の合併 2 0 周年及び戦後 8 0 周年事業、移住促進及び鹿沼の魅力発信事業、D X の推進、地域経済の好循環に向けた物価高騰対策、地域防災体制の強化を図る防災機能の充実、ひきこもり専門の地域相談支援センターの設置、カーボンニュートラルの推進、安心な暮らしを守る道路の整備、外国人に優しいまちづくりや新健康都市かぬまの推進、新たな産業団地や堆肥化センター堆肥舎の整備に重点的に取り組むほか、新規事業として、見笹霊園への合葬墓の整備、自然の森総合公園サッカー場・フットサルコート of 整備、高齢者世帯等の住宅セーフティーネットの構築、介護保険施設の整備、流通センター地域下水道処理施設の整備、農業用水路いっ水対策、鹿沼工業団地雨水排水対策、また、継続事業としては、大芦川流域における観光公害対策の推進、花木センターの再整備、市営住宅の整備、市民活動の支援、健やかな発達の支援、保育機能の充実、学校施設の整備、公共交通の活用促進、商工業活性化の支援、農業基盤の整備、野生鳥獣対策、森林整備と鹿沼産材の利用推進などに係る経費を計上し、教育、福祉の充実や都市基盤の整備促進を図るものである。

なお、債務負担行為及び地方債については、それぞれ第 2 表及び第 3 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 3号 令和7年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分等を計上し、この財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を充て、予算総額を9,549,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 4号 令和7年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について

公設地方卸売市場施設維持管理費等を計上し、この財源として、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等を充て、予算総額を12,100,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 5号 令和7年度鹿沼市介護保険特別会計予算について

居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等を計上し、この財源として、保険料、国県支出金、支払基金交付金、繰入金等を充て、予算総額を8,575,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 6号 令和7年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について

健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上し、この財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金等を充て、予算総額を1,499,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 7号 令和7年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について

管理会費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を213,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 8号 令和7年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を1,051,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 9号 令和7年度鹿沼市水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を1,556,051,000円、支出総額を1,555,623,000円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を706,079,000円、支出総額を1,621,595,000円計上するものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 1 0 号 令和 7 年度鹿沼市下水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 2,404,615,000 円、支出総額を 2,400,972,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 858,958,000 円、支出総額を 1,695,992,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 1 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 8 号) について

令和 6 年度一般会計予算の総仕上げとして、歳入歳出のおおむね確定したこと等による補正を行うものである。

歳入については、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、各事業の実績等に基づくもののほか、減債基金積立金、施設型給付・地域型保育給付等事業費、農地関係振興事業費、県営土地改良事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 167,567,000 円の減とし、予算総額を 44,227,292,000 円とするものである。

なお、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表、第 3 表及び第 4 表のとおりである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 号 令和 6 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

歳入については、国庫支出金、繰入金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険財政調整基金積立金、償還金及び予備費の増減額を計上したもので、この補正額を 17,396,000 円の増とし、予算総額を 10,052,886,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 号 令和 6 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
について

歳入については、国県支出金、繰入金、諸収入等の増額を計上し、歳出については、居宅介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、介護給付費準備基金積立金等の増額を計上したもので、この補正額を 76,156,000 円の増とし、予算総額を 8,911,414,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 4 号 令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

歳入については、後期高齢者医療保険料及び繰入金の増減額を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上したもので、この補正額を 88,609,000 円の増とし、予算総額を 1,491,310,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 5 号 工事請負契約の変更について

令和 6 年 7 月 2 9 日議案第 6 2 号として議決を得た令和 6 年度市道 0 3 6 5 号線新田橋上部工建設工事について、その後一部設計変更により 28,644,000 円を増額し、契約の金額を 757,944,000 円とするためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 4 号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）  
第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければなら  
ない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造  
の請負とする。

◎ 議案第16号 市道路線の変更について

花岡町地内における土地の一体的な利用を目的とした用地の売却に伴い、関係  
する市道の終点を変更するためのものである。

（参照条文） 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道  
路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合にお  
いては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。  
い。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定に  
よる都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項か  
ら第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路  
線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第17号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

結婚新生活の支援に関する事務において、マイナンバーを利用した他市町村との情報連携を行うことにより、補助金の申請書類の一部を省略し、手続の負担軽減と利便性の向上を図るためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第18号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

人事院規則等の一部改正に準じ、子の看護休暇を取得できる事由等を拡大するためのものである。

(参照条文) 議案第17号と同じ。

◎ 議案第19号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び企業職員の扶養手当等の支給要件、地域手当の支給率等を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第17号と同じ。

◎ 議案第 2 0 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、特定盛土等に関する中間検査手数料を新設するとともに、建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定が必要な建築物の拡大等に伴い、審査手数料の新設等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 1 7 号と同じ。

◎ 議案第 2 1 号 鹿沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 1 7 号と同じ。

◎ 議案第 2 2 号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例等の一部改正について

宅地造成及び特定盛土等規制法の適用等に伴い、法令等と重複する規定を整理するとともに、法令の適用除外とされた埋戻し等を引き続き規制するためのものである。

(参照条文) 議案第 1 7 号と同じ。

◎ 議案第 2 3 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第 1 7 号と同じ。

◎ 議案第 2 4 号 鹿沼市水道事業の水道技術管理者の資格等を定める条例  
の一部改正について

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第 1 7 号と同じ。

◎ 議案第 2 5 号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員田島二三夫氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市長等政治倫理条例

第 6 条 前条第 1 項の規定による調査請求に係る調査及びその審議を行うため、鹿沼市政治倫理審査会（以下「政治倫理審査会」という。）を置く。

2 政治倫理審査会は、市長が議会の同意を得て委嘱する 7 人以内の委員をもって組織する。

第 3 項から第 7 項まで 省略

◎ 議案第 2 6 号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員上原昭夫氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第 2 5 号と同じ。

◎ 議案第 2 7 号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員山崎晴美氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第25号と同じ。

◎ 議案第28号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員麦倉秀明氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに田野井稔氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第25号と同じ。

◎ 議案第29号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員木嶋孝太氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第25号と同じ。

◎ 議案第30号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員渡辺洋子氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、新たに内田泰子氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第25号と同じ。

◎ 議案第31号 鹿沼市政治倫理審査会委員の委嘱について

本市政治倫理審査会委員高田悦夫氏が令和7年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第25号と同じ。



